

## 令和 4 年度第 3 回協議会の主な意見と対応

主な意見の内容	意見への回答や対応
<b>(1) 検討スケジュールについて</b>	
※質問・意見なし	
<b>(2) 令和 4 年度第 2 回協議会の主な意見と対応について</b>	
※質問・意見なし	
<b>(3) 駐車施設の構造や整備にあたって配慮すべき事項の検討</b>	
<p>● 駐車施設の構造や整備にあたって配慮すべき事項の中で、現行地域ルールの変遷に定められていない事項は、都条例で定められていないのか。</p>	<p>○ 配慮すべき事項は、元々条例や関連する法令に規定があるものであり、新しく条件が増えるというものではありません。これらの配慮事項を地域ルールにも明記し、適用を検討している事業者や設計者が早い段階から認識できるようにしておくという趣旨です。地域ルールの適用は、建築確認以前の手続きになるため、計画の早い段階から周知をしておくことで、設計の手戻り等がなくなり、事業者や設計者のメリットになると考えられます。</p>
<b>(4) 地域貢献策および協力金制度の検討</b>	
<p>● 協力金を原資として「誰が地域貢献策を実施して誰に補助をするのか。こういった取組が補助対象になるのか」がわかりにくい。</p> <p>● 「低減台数 1 台あたり 200 万円」という金額は、他地区の駐車場地域ルールでも設定されている金額であることは承知しているが、地元では「厳しい」と感じている方々もいると思われる。</p> <p>● 既存建築物が地域ルールの適用を受ける際も協力金を拠出する必要があるのか。</p>	<p>○ 改正を予定している地域ルールにおける地域貢献策の考え方を整理したうえで、協力金を活用した取組の再整理を行いました。 <u>【資料 3】 および</u> <u>【区 HP 掲載の令和 4 年度第 3 回協議会資料 4】</u> <u>をご参照ください。</u></p> <p>○ 協力金については、地区の交通課題の解決に向けた独自の取組を推進するための原資と考えています。銀座の目指す将来像の実現に向けて、運用組織への支援や社会実験を含めた検討や取組への補助など、協力金の活用の幅を広げていく方が有効であると考えており、協力金の金額についての変更は行わないこととします。 <u>【資料 3】 をご参照ください。</u></p> <p>○ 既存建築物については、改正後の地域ルールを適用し附置義務から外れた駐車スペースを地区の交通課題解決のために有効に活用いただくことを想定しています。既存建築物へのルール適用を推進していく観点から、既存建築物への適用の際の協力金の拠出は不要とすることを考えています。 <u>【資料 3】 をご参照ください。</u></p>

主な意見の内容	意見への回答や対応
<b>(4) 地域貢献策および協力金制度の検討</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利便性や安全性に配慮して整備した駐車施設を有効に活用していくことが重要だと考えている。現在の銀座地区では、路上駐車が街の景観を損ねているような状況があり、来街者に対する駐車施設の情報に少し足りない印象を受ける。地域ぐるみで駐車施設への適正な案内誘導ができるような環境づくりに協力金を活用することは可能か。</li> <li>● 駐車施設への適正な案内誘導の必要性を認識してもらうために、個々の建物に対する地域貢献策にも入れ込んでみてはどうか。</li> <li>● 地域貢献策については、次回の協議会までに色々と検討する余地や、地元に対しても意見を伺う機会があると思われる。次回の協議会で改めて提示していただきたい。</li> </ul>	<p>○ 駐車施設への適正な案内誘導ができるような環境づくりに協力金を活用することは、有効であると考えられます。協力金を活用した「①集約建築物において実施する交通環境改善に資する取組」に、『駐車場情報の提供と案内の充実』を追加しています。 【資料3】をご参照ください。</p> <p>○ 前回の協議会資料では、改正を予定している地域ルールにおける地域貢献策の考え方を整理し、今回の協議会の資料においては、とりまとめとして改めて掲載しています。 【資料3】をご参照ください。</p>
<b>(5) その他</b>	
※質問・意見なし	

<b>【参考】これまでの協議会において継続課題となっていた内容について</b>	
<b>■ 駐車場整備計画（改定案）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 整備計画の改定案は地域ルールの改定案と併せて取りまとめるべきではないか。地域ルールの改正検討を進めた上で、整備計画に改正の方向性が反映されているかどうかを確認したい。</li> </ul>	<p>○ 整備計画の改定案については、改正を予定している地域ルールの内容と齟齬が無いかを確認し、微修正を行い、取りまとめています。 【別紙】をご参照ください。</p>
<b>■ 荷捌きのトレンドについて</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 荷捌き用駐車施設の整備台数基準を検討するうえで、物資流動調査のデータ等によりトレンドを把握する必要があるのではないか。</li> <li>● 地域ルールを運用するのは地元の建物所有者等だが、実際に整備された荷捌き用駐車施設を利用するのは地区外から荷物を運んでくる物流業者であるため、ヒアリングの実施を検討してほしい。</li> </ul>	<p>○ 様々な調査によるデータを踏まえ、荷捌き用駐車施設の整備台数基準は、当面は現行通り（【資料3】に記載している『荷捌き用の駐車施設の附置台数を、乗用車の駐車施設の附置台数に含めず、都条例の規定に基づき算出した台数とし、「上限10台」の規定は適用しません。』）とします。今後、実施を検討する荷捌き業者の方々へのヒアリングや社会実験における検証結果、社会情勢の変化等を鑑みながら、見直しをすることも想定しています。</p>